

「三重県道路交通法施行細則の一部改正」骨子（案）

平成20年11月27日

三重県警察本部交通部交通企画課

1 三重県道路交通法施行細則を改正しようとする趣旨

本年6月1日からの改正道路交通法（以下「法」という。）の施行により、これまで欠格事由に該当し運転免許を取得することができなかった聴覚障害者についても一定の条件（普通乗用車に限定、特定後写鏡（ワイドミラー）の装着、聴覚障害者標識の表示）を満たすことにより、普通免許を取得することができるようになりました。

また、これらの聴覚障害者等が運転する普通乗用車に対しては、初心運転者標識や高齢運転者標識等の表示車と同様に、周囲の自動車の運転者による幅寄せ・割り込み等が禁止されました（法第71条第5号の4）。

一方、現に補聴器条件の運転免許を有する者（以下「補聴器条件者」という。）から補聴器を使用せずに運転したい旨の希望があった場合、臨時適性検査の実施と実車指導、教育等により、補聴器条件に加えて「補聴器を使用しない場合は特定後写鏡で聴覚障害者標識を付けた普通乗用車に限る」との条件を付して、普通乗用車の運転を認めることになりました。

この条件に従って運転する者は、補聴器を用いた場合の聴力が適性検査の基準に達していることから、法第71条の6第1項に規定する「政令で定める程度の聴覚障害」に該当しないため、聴覚障害者標識を表示しても、周囲の自動車の運転者による幅寄せ等の禁止規定（法第71条第5号の4）の適用がなく、補聴器条件者が補聴器を使用せずに運転する場合の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあります。

よって、補聴器を使用せずに運転する場合に聴覚障害者標識の表示を免許条件として付された者に対する幅寄せ等を禁止する県規則を制定するものです。

2 改正の要点

三重県道路交通法施行細則第16条（運転者の遵守事項）に次の1号を追加します。

自動車を運転する場合において、法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

（条文は変更されることがあります。）

（罰則 法第120条第1項第9号 5万円以下の罰金）

三重県道路交通法施行細則の一部改正の概要

